山梨新報「直言」原稿

平成十五年八月二十二日

「少子化社会と男女共生社会」

山梨大学　副学長　伊藤　洋

「お忙しいことは思いますが、お力になって頂きたい件がございます」という書き出しのeメールが、峡南地方の過疎地に住む若い友人のSから来た。

「現在、私たちは、無認可の幼児教育施設を有志で立ち上げております。私立の幼稚園が、少子化により休園となったことを受け、何もしない（できない）行政に対して、町に幼児教育施設を残すことを訴えつつの立ち上げとなりました。（中略）

結局、色々と方針を検討しましたが、NPO法人化が一番であると判断しました。本当は、町から、多少なりとも援助を頂ければ良いのですが、何でもかんでも補助と言うのではなく、その中身も大事であると、今は考えています。（中略）

せっかくですから、幼児教育の大切さや、過疎地で幼児教育を受ける権利などを判って頂くため、様々な活動を通じて、行政や地域住民にPRしていきたいというのが父母たちの意向です。園では、現在、お茶と英語とリトミック（リズム音楽教育法）を中心に、園児五人が伸び伸びと生活しています。もちろん、まだ先生には、給料が出せません。」とあって、最後にお前にできることは何か無いかと結んでいる。

ところで、先の通常国会では、「少子化社会対策基本法」が議員提案され、大した議論も無いまま七月二三日、参議院で可決、成立した。「基本法」というのだから、今後更に、この下に少子化対策に関わる各種の政令や省令、条例などが制定されるはずである。

この法律の前文にはこんなことが書いてある。

「わが国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。（中略）こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育

て整備し、子どもが健やかに育てる環境を作ることができる社会を実現すること、今、我らに、求められている。（後略）

つまり、この法律は、子供が減って、老人ばかりが増えるのは「有史以来の未曾有の」危機であるからなら、子供を沢山作るようにしなくてはならないというところに力点がある。実際、一人の女性が生涯に産む子供の総数は一・三人。ちなみに一九四五年に敗戦直後の一九四五年現在で二〇〇二年現在のデータ。

つまり、少子化はこれまでの四・六人だったのが、四五年数値は、兵員確保から「生めよ殖やせよ」だったのであり、その後は食糧難対策として、家族計画の名の下に避妊を社会運動にさえし、それが少子化への出発点となった。

だから、この法律は、「生めよ殖やせよ」運動の再来とも言える。

そういえば思い当たることがある。一方で財政難を理由に保育園などを廃止しながら、他方では、出産奨励金の給付や、公立病院の不妊治療専門外来の新設など、急ピッチで施策が進められている。事実この「基本法」は、第十三条にも、符節を合わせるように不妊治療に関する条文が出てくる。

単に、女性を産む性としてだけとらえるのであれば、悪夢の時代への逆行である。行政は、つい先ごろまで「男女共生参画社会の構築」を叫んでいたのだが、それとこれとはどう折り合いをつけるのであろうか。

とはいえ、「基本法」には良いことも書いてある。S君ら過疎地の若い両親たちへのせめてもの メッセージとして紹介しておこう。

第十一条「国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービスが提供されるように、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育及び一時保育等の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスの提供に係る情報の提供その他の保育サービスを講ずる促進とともに、保育所、幼稚園と必要な施策を講ずるよう、提供する施設の活用に関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」

先進国の少子化対策成功例は、男女共生が進む出生率が向上していることを示唆している。特に最後に、このことを特に強調しておこう。